

# J A R Aパラローイング委員会選手選考規定

## (目的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本ローイング協会パラローイング委員会(以下、「J A R A P R C」という。)が認定する日本代表選手、強化指定選手、育成指定選手及び協会指定コックス(以下、「協会指定選手」という。)の処遇及び選考方法等について必要な事項を定める。

## (対象者)

第2条 J A R A P R Cにおける協会指定選手認定の対象者は、以下に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者。
- (2) 身体障がい種目の選手は国際ボート連盟(以下、「World Rowing」という。)の定める障がいクラスに該当する者。知的障がい(以下、「I I」という。)種目の選手は、国際知的障がい者スポーツ連盟「V i r t u s」の定める障がいクラスに該当する者。なお、協会指定コックスは障害の有無を問わない。
- (3) 該当する障がいクラスに応じた当該種目の競技や練習等を行う上で、心身ともに支障がない者。
- (4) トップアスリートとして心技体に優れるとともに、礼儀と規律を遵守し他の模範となり得る者。
- (5) 公益社団法人日本ローイング協会選手登録者。
- (6) 18歳未満の選手およびI I種目の選手は、親権者、成年後見人その他の保護者の了承を得られ、その同意書を提出した者。

## (対象種目)

第3条 協会指定選手の認定を行う種目は以下の種目とする。ただし、対象種目の代表クルーが組成できない場合は、選考を行わないことがある。なお、以下に記載のない種目が行われる大会に出場する場合、対象種目を追加することがある。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ・ P R 1 M 1 X     | ・ P R 3 M i x 2 X     |
| ・ P R 1 W 1 X     | ・ P R 3 M i x 4 +     |
| ・ P R 2 M i x 2 X | ・ P R 3 M i x I I 4 + |

## (選手区分)

第4条 協会指定選手の区分を以下の通り定める。

- (1) 日本代表選手  
日本代表にふさわしい優れたパフォーマンスを発揮し、かつ日本代表としての誇りを持って国際大会等で競える者。
- (2) 強化指定選手  
日本代表選手になる可能性を持ち合わせていると、各種のデータ、要因等に基づきJ A R A P

R C が認めた者。実力や実績に応じて、A・Bの2区分とする。

(3) 育成指定選手

今後、強化指定選手になる可能性を持ち合わせていると各種のデータ、要因等に基づき J A R A P R C が認めた者。

(4) 協会指定コックス

国際大会へ日本から対象種目への派遣がある場合に、協会の指定によりコックスとして出場する者。

(選考方法、選考時期、指定期間)

第5条 協会指定選手、地域育成選手の選考方法・時期および期間を以下の通り定める。

(1) 日本代表選手

(ア) 選考方法

強化指定選手の中から J A R A P R C が別に定める選考基準を満たし、J A R A 理事会の承認を得た者を日本代表選手とする。なお、この選考方法および選考基準の詳細はその都度、J A R A P R C にて決定する。ただし、クルー編成上、強化指定選手以外からも日本代表選考を行うことがある。

(イ) 選考時期

各種大会日程を考慮し、都度、選考日程を別途定める。

(ウ) 指定期間

各種大会日程を考慮し、都度、指定期間を別途定める。

(エ) 事前通知

選考方法、選考時期、指定期間は、選考会開催の30日以上前に対象選手に適宜の方法で通知する。

(2) 強化指定選手 A・B

(ア) 選考方法

J A R A P R C が別に定める基準を満たした者とする。

(イ) 選考時期

原則として、毎年12月までに翌年度の選考を行う。ただし、前年度公傷制度の対象となった者は随時選考を受け付ける。

(ウ) 指定期間

当該年度(4月1日から翌年3月31日まで)とする。また指定期間の更新・延長を妨げない。

(エ) 事前通知

選考方法、選考時期、指定期間は、選考会開催の30日以上前に適宜の方法で対象選手に通知する。

(オ) 公傷制度

J A R A P R C は、当協会の強化活動中に発生した怪我により翌年度の強化指定選手選考に参加できない者について、当該年度の強化指定選手指定期間を最大 6 か月間延長することがある。当協会の強化活動以外の怪我により翌年度の強化指定選手選考に参加できない者について、同じく最大 3 か月間延長することがある。公傷制度の適用を求める者は、その旨書面にて J A R A P R C に申し出ること。

### ( 3 ) 育成指定選手

(ア) 選考方法：以下に掲げる要件のいずれか一つ以上に当てはまる者とする。ただし、強化指定選手に指定された実績のある者は対象外とする。I I 種目の選考基準は別途定める。

- ・ J A R A P R C が別に定める育成指定選手の選考基準を満たし、各種のデータ、要因等に照らし、今後、強化指定選手になることが期待できると J A R A P R C が判断した者。
- ・ 身体的要件に優れ、各種のデータ、要因等に照らし、今後、強化指定選手になることが期待できると J A R A P R C が判断した者。

(イ) 選考時期

原則として、毎年 1 2 月までに翌年度の選考を行う。ただし、指定を希望する選手は随時、選考を受けることができることとする。

(ウ) 指定期間

当該年度( 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで)とし、年度途中での選考が行われた場合、J A R A P R C が認めた日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

ただし、指定期間は通算で最大 4 年度とする。なお、J A R A P R C は指定期間にかかわらず、育成指定選手の扱いをすることがあり、指定期間の更新・延長を妨げない。

(エ) 申請時の必要書類および方法

申請に必要な書類、方法は強化指定選手選考に準ずる。

(オ) 公傷制度

J A R A P R C は、当協会の強化活動中に発生した怪我により翌年度の育成指定選手選考に参加できない者について、当該年度の強化指定選手指定期間を最大 3 か月間延長することがある。公傷制度の適用を求めるものは、書面にてその理由を申し出て J A R A P R C の承認を得なければならない。

### ( 4 ) 協会指定コックス

(ア) 選考方法

J A R A P R C が別に定める基準にて選考された者。

(イ) 選考時期

原則、毎年 1 月までに翌年度の選考を行う。

(ウ) 指定期間

当該年度( 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで)とする。ただし年度途中での選考が行われた場合においても J A R A P R C が認めた日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

(エ) 指定人数 若干名とする。

#### (オ) 公傷制度

J A R A P R C は、当協会の強化活動中に発生した怪我により翌年度の強化指定選手選考に参加できない者について、当該年度の強化指定選手指定期間を最大 6 か月間延長することがある。当協会の強化活動以外の怪我により翌年度の強化指定選手選考に参加できない者について、同じく最大 3 か月間延長することがある。公傷制度の適用を求めるものは、書面にてその理由を申し出て J A R A P R C の承認を得なければならない。

#### ( 協会指定選手の認定の取消し )

第 6 条 J A R A P R C は、協会指定選手に認定された者が、以下の各号のいずれかに該当した場合、認定を取り消すことができる。

- ( 1 ) 競技力が著しく低下し、協会指定選手に適さなくなったとき。
- ( 2 ) 競技活動を停止もしくは継続できないとき。
- ( 3 ) 協会指定選手の品位または名誉を傷つけ、協会指定選手に適さないとき。
- ( 4 ) J A R A P R C の事前承認を得ずにスポンサーの宣伝に協力する契約を締結したり、自己の氏名・写真・競技成績などを広告に使用させ、あるいは競技用資器材の販売を直接又は間接に行ったりしたとき。
- ( 5 ) J A R A P R C が禁止した競漕会に参加したとき。
- ( 6 ) ドーピング違反、又は暴力行為、各種ハラスメントなど、フェアプレー精神に違反したとき。
- ( 7 ) 反社会的勢力との関係が認められたとき。

#### ( 日本代表選手・強化指定選手の遵守事項 )

第 7 条 日本代表選手及び強化指定選手は以下に掲げる事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て J A R A P R C の承認を得なければならない。

- ( 1 ) 指定された強化練習、強化合宿、セミナー受講等、強化活動への参加
- ( 2 ) 指定された国内及び国際大会への参加
- ( 3 ) 指定された協会主催等行事への参加協力
- ( 4 ) 練習状況の報告
- ( 5 ) 健康など医学的状況変化の報告
- ( 6 ) World Rowing、公益社団法人日本ローイング協会などの規則・規定に定める事項 ( World Rowing 競技者資格規程が適用されることには留意すること )

#### ( 協会指定選手の処遇 )

第 8 条 協会指定選手の処遇を原則として以下の通り定める。ただし、例外を認める必要が生じた場合はその都度、J A R A P R C にて検討を行い決定することとする。

なお、強化活動や大会に参加する費用、艇・オール・シート等装備品は、原則個人負担とする。

( 1 ) 日本代表選手及び強化指定選手

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 協会所有器具の使用 | 最優先で使用する事ができる。                     |
| 強化活動参加    | 必須とする。参加費用負担は、強化指定選手 A ・ B 毎に別途定める |

( 2 ) 育成指定選手

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 協会所有器具の使用 | 原則、使用できない。( 空きがあれば、状況により可能とする。 ) |
| 強化活動参加    | 状況により必須とする。参加費用負担は、別途定める         |

( 3 ) 協会指定コックス

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 協会所有器具の使用 | 使用できる。               |
| 強化活動参加    | 必須とする。参加費用負担は、別途定める。 |

( 細則 )

第 9 条 この規定の施行について必要な細則は、 J A R A P R C の議決を経て、 J A R A P R C 委員長がこれを定める。

( 改定 )

第 1 0 条 この規定の改廃は J A R A P R C が起案し、 J A R A 理事会の決議によるものとする。

附則

この規定は、 2 0 1 8 年 ( 平成 3 0 年 ) 1 2 月 1 4 日から施行する。

2 0 2 2 年 ( 令和 4 年 ) 9 月 2 2 日改定

2 0 2 5 年 ( 令和 7 年 ) 3 月 1 9 日改定、 2 0 2 6 年 ( 令和 8 年 ) 4 月 1 日施行

以上